

鈴鹿市公告第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和6年1月29日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 指定番号

第2022道位004号

2 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定年月日

令和6年1月29日

4 指定道路の位置

鈴鹿市東旭が丘四丁目7067番4

5 指定道路の延長及び幅員

延長 34.8メートル

幅員 5.5メートル